

坂戸市産後ケア事業について、御協力いただける事業者を、次のとおり募集します。

1 事業目的

産後において家族等から育児等の十分な援助が受けられない母子に対して心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、妊娠から子育てまで切れ目のない支援の充実を図る。

2 事業内容

(1) 利用対象者

市内に住所を有し、かつ、家族等から育児等の援助が受けられない出産後1年を経過しない者で次の以下のいずれかに該当するもの及びその子（自宅において養育することができる子に限る。）とする。

- ア 産後に心身の不調又は育児に対する不安等がある者
- イ アに揚げるもののほか、市長が特に支援が必要と認める者

(2) 業務内容

- ア 坂戸市産後ケア事業実施要綱で規定する産後ケア事業の内容
 - ・産後における母体の管理及び生活面の指導に関すること。
 - ・乳房の管理の指導に関すること。
 - ・沐浴、授乳等の育児指導に関すること。
 - ・その他母子に必要な保健指導に関すること。
- イ 前項で定めるほか、産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）に沿って実施すること。
- ウ 自己負担金の徴収と領収書の発行
- エ 食事の提供（利用時間帯、利用者の希望に応じて提供）
- オ 利用者からの問い合わせ等への対応
- カ 坂戸市が実施する本業務の実務に係る打合せ等への参加
- キ 利用可能日及び利用可能人数について、市からの求めに対する報告
- ク 上記のほか、検討すべき事項が生じたときは、市と受注者で協議して決める。

(3) 利用日数

原則として1回の出産につき通所事業・居宅訪問事業あわせて7日以内とする。

(4) 利用時間

- ア 通所事業：4時間以内
- イ 居宅訪問事業：移動時間含め2時間以内

(5) 業務委託料（産後ケア事業は非課税事業）

別表のとおり、1人利用1日あたりの単価契約とする。

別表

(円)

			多胎児加算（1人を超える当該子 1人につき加算する。）	
	市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	市町村民税 課税世帯	市民税非課税世帯 生活保護受給世帯	市町村民税 課税世帯
通所事業	10,200	9,200	4,600	5,100
居宅訪問事業	10,000	9,000		

(6) 利用者負担金

利用者は産後ケア事業に必要な費用の一部を以下のとおり負担する。なお、通所事業、居宅訪問事業ともに同額とし、負担すべき費用は利用者が事業所に直接納付する。

ア 利用1回あたり 1,000円

イ 多胎児加算1人あたり 500円（通所事業のみ）

※市民税非課税世帯、生活保護の方は利用料免除。食費や他サービスは実費負担とする。

(7) 実施報告等

ア 受注者は、毎月の業務が完了したときは、以下の書類を翌月の10日（3月分にあつては、同月31日）までに、市に提出すること。

- ・ 坂戸市産後ケア事業実績報告書（様式第11号）
- ・ 産後ケア事業実施後アンケート
- ・ 請求書

イ 前項に定めるもののほか、市は、受注者による事業の実施状況について必要に応じて報告を求めることができるものとする。なお、契約が終了した後においても、記録が保存されている間についても同様とする。

ウ 委託料は翌月末の支払いとする。

3 事業者登録について

(1) 事業者登録要件

産後ケア事業ガイドライン（令和2年8月）に沿って実施可能な事業者

(2) 提出書類

ア 坂戸市産後ケア事業登録申請書

イ 事業所代表の身分証明書

ウ 産後ケアを実施する助産師等の免許証

エ 申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税の納税証明書（国税庁様式）

オ 営業に必要な許可証

(3) 提出先

坂戸市立市民健康センター 母子保健係あて

(4) 申請後の流れ

ア 申請書提出

- イ 審査の上、事業者登録
- ウ 事業概要説明の上、契約
- エ ホームページやチラシに事業者名や連絡先を掲載

4 事業実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約方式

複数業者との単価契約に基づく業務委託